



川崎市立梶ヶ谷小学校  
保健室発行  
2026. 4. 13

### 毎朝の健康観察のお願い

新年度が始まり、お子さんは前向きな気持ちや期待にあふれる一方、入学や進級にともない環境が変わり、少なからず不安や緊張も抱えていることと思われます。楽しく充実した学校生活・病気や異常の早期発見のためにも、お子さんの健康観察を実施していただければと思います。朝のお忙しい時間帯ではありますが、ご協力をよろしくお願いいたします。

- ・ すっきりと起きられたか
- ・ 頭やお腹を痛がっていないか
- ・ 発熱はないか
- ・ 気分が落ち込んでいないか
- ・ 普段と違う様子はないか



発熱や風邪の症状がある場合は、登校を控えて休養させてください。

### 学校感染症による出席停止期間 ~感染症にかかった場合はお知らせください~

次の感染症は、出席停止の期間や医師による治癒の判断を受けたことなどを確認するため、登校許可証の提出をお願いしています。登校許可証は500円（税別）の文書料がかかります。受診した病院で発行してもらい、持参して登校してください。（提出がない場合は、学校から確認の連絡をさせていただきますことがあります）

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症は、医療機関のひっ迫を防ぐため、当面の間、登校許可証の提出を不要としています。

その他の感染症は、主治医の指示により出席停止となる場合があります。

学校感染症	出席停止の期間
インフルエンザ	発症日を0日として5日を経過し、かつ解熱日を0日として2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症日を0日として5日を経過し、かつ軽快日を0日として1日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱日を0日として3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した日を0日として5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）・带状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、咽頭及び結膜の発赤消失した日を0日として2日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	目の充血、異物感が消失するまで
急性出血性結膜炎	
溶連菌感染症	主要症状が消失するまで、または抗菌治療を開始して24時間を経過するまで

### 麻しんにご注意ください

令和8年は全国的に麻しんの報告が相次いでいます。当初は国外で感染したと推定される事例が多くを占めていましたが、2月以降は国内で感染されたと推定される報告が増加しているようです。飛沫・接触・空気感染をする、感染力が非常に強い病気で、市内でも8件の報告がありました（3月29日までの報告）。

発熱、咳、鼻汁、発疹、結膜充血等の症状があらわれることがあります。疑わしい症状がみられた場合は医療機関の受診をご検討ください。

※参考：川崎市健康安全研究所・健康福祉局保健医療政策部感染症対策課・各区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）、「今、何の病気が流行しているか！第9週、第13週」

# 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

川崎市教育委員会では、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでおります。災害共済給付とは、学校の管理下においてお子さんが災害（負傷、疾病等）にあわれた際、その医療費や見舞金の給付を行う制度です。この制度への加入は任意ですが、例年ほぼ全員の方にご加入いただいております。（令和7年度の加入割合：98%）

未加入の方で、加入の手続き案内をご希望の場合は、保健室までお知らせください。すでに加入の申し込みが済んでいる場合には、手続きは不要です。（一度申し込むと、特段の申し出がない限り、小学校卒業時まで自動更新されます）

## ★共済掛金

- ・義務教育諸学校の保護者負担額は年460円になります。生活保護世帯及び就学援助受給世帯の掛金は、川崎市が全額負担します。掛金の支払いは毎年発生します。

## ★給付が受けられる場合

- ・医療費の給付は、医療保険並の療養に要する費用の額（10割分）が5,000円以上のものが対象となります。
- ・授業中や課外活動中だけでなく、休憩時間や通学途中でのけがなども対象となります。
- ・給付を受けようとする事由が生じた日から2年間請求を行わないときは、時効によって給付を受ける権利が消滅します。なお、交通事故など第三者の加害行為により損害賠償を受けた場合などは、給付が制限されます。

## ★給付額

- ・医療保険並の療養に要する費用の額（10割分）が5,000円以上の場合、その4割分が給付されます。

## ★給付の基準

- ・同一の災害の負傷又は疾病に関する医療費の支給は、初診から最長10年間継続して受けることができます。
- ・生活保護法による保護を受けている児童生徒に係わる災害については、医療費の給付は行われません（障害・死亡見舞金は給付の対象となります。）

ほけんしつ

## こんなときは保健室へ



けがをした



ぐあいがわるい



なやみがある



こころ からだ し  
心や体を知りたい



からだ し  
体のようすを知りたい



きがえをかりたい  
※着替えの数には限りがあります